

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	6,200,000
A種株式	1,084,000
計	7,284,000

(注) 普通株式につき消却が行なわれた場合又はA種株式につき消却若しくは普通株式への転換が行われた場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨、当社定款第5条に規定しておりましたが、平成18年6月29日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、当該規定は削除されました。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成18年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年6月30日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	1,550,000	1,550,000	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
A種株式	1,084,000	1,084,000	—	(注)
計	2,634,000	2,634,000	—	—

(注) A種株式の内容は次のとおりであります。なお、平成18年6月29日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われており、以下は変更後の内容に基づいて記載しております。

1 剰余金の配当

三井生命保険株式会社(以下「当社」という。)は、剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当として交付される配当財産の価額に後記6に定めるA種株式調整比率を乗じて得た価額に相当する配当財産を、剰余金の配当として交付する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含み、以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。
- (2) 当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

- (3) 当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(以下、本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額及びA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4 株式の分割又は併合等

- (1) 当社は、A種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。
 (2) 当社は、A種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、当社がA種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

6 A種株式調整比率

- (1) 当初のA種株式調整比率は、2とする。
 (2) 当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率} \times \text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

- (3) 当社が、A種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行した場合、A種株式調整比率は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

- (4) 当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (5) 当社が、A種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日(注)1	普通株式 252,000	普通株式 252,000	630	630	630	630
平成16年4月1日(注)2	普通株式 1,298,000 A種株式 1,084,000	普通株式 1,550,000 A種株式 1,084,000	86,650	87,280	86,650	87,280

(注) 1 相互会社から株式会社への組織変更に伴う資本の部の組替えによるもの。

2 第三者割当増資によるもの。

普通株式：発行価格50,000円、資本組入額25,000円

主な割当先 (株) 三井住友銀行
中央三井信託銀行(株)
三井住友海上火災保険(株)
三井物産(株)
三井不動産(株)
日本製紙(株)
(株) 北洋銀行
東レ(株)
(株) 東芝
(株) 名古屋銀行

A種株式：発行価格100,000円、資本組入額50,000円

割当先 (株) 三井住友銀行
中央三井信託銀行(株)
三井住友海上火災保険(株)
三井物産(株)
三井不動産(株)

(4) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	19	11	1,304	—	—	541	1,875
所有株式数 (株)	—	615,004	26,079	694,059	—	—	214,858	1,550,000
所有株式数 の割合(%)	—	39.68	1.68	44.78	—	—	13.86	100.00

(注) 1 所有株式数の割合(%)は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

2 個人その他には、自己名義株式172,725株が含まれております。

3 当社は単元株制度および端株制度を採用しておりません。

② A種株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	3	—	2	—	—	—	5
所有株式数 (株)	—	1,064,000	—	20,000	—	—	—	1,084,000
所有株式数 の割合(%)	—	98.15	—	1.85	—	—	—	100.00

(注) 1 所有株式数の割合(%)は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

2 当社は単元株制度および端株制度を採用しておりません。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済普通株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	194,772	12.56
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	160,127	10.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	130,059	8.39
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	100,357	6.47
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	100,050	6.45
日本製紙株式会社	東京都北区王子一丁目4番1号	50,000	3.22
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目11番地	40,003	2.58
東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	40,000	2.58
株式会社東芝	東京都港区芝浦一丁目1番1号	40,000	2.58
株式会社名古屋銀行	名古屋市中区錦三丁目19番17号	40,000	2.58
計	—	895,368	57.76

- (注) 1 所有株式数および発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式のみを対象として計算・記載しております。
- 2 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。
- 3 上記のほか当社所有の自己株式172,725株(発行済普通株式総数に対する割合11.14%)があります。

② A種株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済A種株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	714,000	65.86
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	335,000	30.90
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	15,000	1.38
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	10,000	0.92
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	10,000	0.92
計	—	1,084,000	100.00

- (注) 1 所有株式数および発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、A種株式のみを対象として計算・記載しております。
- 2 発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000	—	1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 172,725	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,377,275	1,377,275	同上
発行済株式総数	普通株式 1,550,000 A種株式 1,084,000	—	—
総株主の議決権	—	1,377,275	—

(注) 当社は単元株制度および端株制度を採用しておりません。

② 【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目2番3号	172,725	—	172,725	11.14
計	—	172,725	—	172,725	11.14

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。

2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式

イ 【定時総会決議による買受けの状況】

該当事項はありません。

ロ 【子会社からの買受けの状況】

該当事項はありません。

ハ 【取締役会決議による買受けの状況】

該当事項はありません。

ニ 【取得自己株式の処理状況】

平成18年6月29日現在

区分	処分、消却又は移転株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行った取得自己株式	8,900	605,200,000
消却の処分を行った取得自己株式	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転	—	—

ホ 【自己株式の保有状況】

平成18年6月29日現在

区分	株式数 (株)
保有自己株式数	172,725

【株式の種類】 A種株式

該当事項はありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当政策につきましては、経営環境および将来の収益見通しを踏まえ、中長期的な企業価値の維持・向上を図りつつ、契約者および株主への適正な還元を図ることを基本方針としております。

当期につきましては、固定資産の減損会計の適用等による特別損失を計上したことなどから当期純損失となりました。このような状況から、当期の株主配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

第57期以前は当社が相互会社であったため、第58期以降は当社株式が非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社株式は非上場・非登録でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
取締役会長	—	石川 博一	昭和17年10月3日生	昭和41年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 代表取締役副頭取 兼 副頭取執行役員 企業金融部門統括責任役員 平成14年6月 当社 顧問 平成14年7月 当社 取締役会長(現任)	150
代表取締役社長執行役員	—	西村 博	昭和18年1月1日生	昭和42年4月 当社 入社 平成6年4月 当社 主計部長 平成8年7月 当社 取締役 平成10年4月 当社 常務取締役 平成13年4月 当社 専務取締役 平成13年7月 当社 代表取締役社長 平成16年4月 当社 代表取締役社長執行役員(現任)	150
代表取締役専務執行役員	リスク管理部、東京エリア担当 チーフリスクマネジメントオフィサー 兼 保険計理人	日笠 克巳	昭和22年10月5日生	昭和46年4月 当社 入社 平成11年4月 当社 経営企画部門次長 兼 事業開発グループマネージャー 平成12年4月 当社 執行役員 平成14年4月 当社 常務執行役員 平成14年7月 当社 常務取締役 平成16年4月 当社 取締役常務執行役員 平成18年4月 当社 代表取締役専務執行役員(現任)	50
代表取締役専務執行役員	内部監査部、団体適正化本部、コンプライアンス統括部、九州エリア担当 チーフコンプライアンスオフィサー 兼 チーフプライバシーオフィサー	上村 修三	昭和24年12月27日生	昭和47年4月 当社 入社 平成11年4月 当社 情報システム部門次長 平成12年4月 当社 執行役員 平成14年4月 当社 常務執行役員 平成15年7月 当社 常務取締役 平成16年4月 当社 取締役常務執行役員 平成18年4月 当社 代表取締役専務執行役員(現任)	55
取締役常務執行役員	資産運用部、特別勘定運用部、融資部、不動産部、運用管理部、北信越エリア担当	室田 隆	昭和25年5月9日生	昭和50年4月 当社 入社 平成13年4月 三井ライフ損害保険株式会社 代表取締役社長 平成14年10月 当社 執行役員 平成15年4月 当社 常務執行役員 平成17年6月 当社 取締役常務執行役員(現任)	70
取締役常務執行役員	お客様サービスセンター、北関東エリア担当 お客様サービスセンター長	上田 英文	昭和27年7月11日生	昭和50年4月 当社 入社 平成12年10月 エムエルアイ・システムズ株式会社 経営企画室長 平成14年4月 当社 執行役員 平成16年6月 当社 常務執行役員 平成18年6月 当社 取締役常務執行役員(現任)	20
取締役常務執行役員	企画部、営業企画部、M-com 業務部、中四国エリア担当	安孫子 正人	昭和28年6月26日生	昭和52年4月 当社 入社 平成12年4月 当社 浜松支社長 平成15年4月 当社 執行役員 平成17年4月 当社 常務執行役員 平成18年6月 当社 取締役常務執行役員(現任)	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
取締役	—	末松謙一	大正15年3月2日生	昭和23年10月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 昭和63年6月 同行 代表取締役社長 平成2年4月 株式会社太陽神戸三井銀行（現株式会社三井住友銀行）代表取締役頭取 平成2年7月 当社 取締役（現任） 平成4年4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）代表取締役頭取 平成6年6月 同行 代表取締役会長 平成9年6月 同行 相談役 平成10年7月 同行 常任顧問 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 特別顧問 平成15年3月 同行 名誉顧問（現任）	—
取締役	—	田中順一郎	昭和4年9月28日生	昭和26年4月 三井不動産株式会社 入社 昭和62年6月 同社 代表取締役社長 平成2年7月 当社 取締役（現任） 平成10年6月 三井不動産株式会社 代表取締役会長（現任） 〔他の会社の代表状況〕 三井不動産株式会社 代表取締役会長 日本みどり開発株式会社 代表取締役会長	—
常任監査役	(常勤)	折茂民男	昭和22年4月3日生	昭和47年4月 当社 入社 平成11年4月 当社 経営企画部門次長 平成12年4月 当社 執行役員 平成13年7月 当社 常務執行役員 平成14年7月 当社 常務取締役 平成16年4月 当社 取締役 平成16年6月 当社 常任監査役（現任）	20
監査役	(非常勤)	寛榮一	昭和2年5月27日生	平成2年5月 検事総長 平成4年5月 定年退官 平成4年6月 弁護士登録 平成6年7月 当社 監査役（現任）	—
監査役	(非常勤)	熊谷直彦	大正15年8月19日生	昭和25年1月 第一物産株式会社（現三井物産株式会社）入社 平成2年6月 三井物産株式会社 代表取締役社長 平成8年6月 同社 代表取締役会長 平成12年6月 同社 相談役（現任） 平成14年3月 当社 監査役（現任）	—
監査役	(非常勤)	松方康	昭和8年3月27日生	昭和30年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 平成2年6月 同社 取締役社長 平成3年4月 三井海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）取締役社長 平成8年4月 同社 取締役 平成8年6月 同社 取締役副会長 平成9年6月 同社 相談役 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社 相談役（現任） 平成16年6月 当社 監査役（現任）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
監査役	(常勤)	池内 秀和	昭和22年7月8日生	昭和46年4月 当社 入社 平成13年4月 当社 法人業務本部東京法人第二部長 平成13年7月 当社 執行役員 平成15年7月 当社 監査役(現任)	40
計					575

- (注) 1 取締役のうち末松謙一および田中順一郎の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役のうち箕 榮一、熊谷直彦、松方 康の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化・経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。
取締役と兼務していない執行役員は16名で、以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
常務執行役員	平田 徳久	法人業務部、法人営業本部、関西エリア担当
常務執行役員	齋藤 純雄	代理店事業本部、東関東エリア担当
常務執行役員	阿南 博文	システム企画部、損保業務部、神奈川エリア担当
常務執行役員	伊東 純	営業教育部、営業総務部、営業統括本部担当 営業統括本部長
常務執行役員	牧 満	調査広報部、IR推進部、事業法人業務部、東海エリア担当
常務執行役員	小林 徹三	法人営業本部担当 法人営業本部長
常務執行役員	山本 幸央	主計部、人事部、総務部、北海道エリア、東北エリア担当
常務執行役員	星田 繁和	東京営業統括本部担当 東京営業統括本部長
執行役員	山下 享	東京支社長
執行役員	中島 拓之	融資部、不動産部担当
執行役員	福田 健二	関西エリア代表支社長 兼 大阪支社長
執行役員	鶴岡 重幸	営業企画部長
執行役員	牧野 祐二	M-com業務部長
執行役員	落合 孝	不動産部長
執行役員	平川 進一	東海エリア代表支社長 兼 名古屋支社長
執行役員	中西 正博	東京マーケティング部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、お客様、株主、従業員の全てから評価される企業価値の高い会社を目指しております。この目標の実現のためには、優れたコーポレート・ガバナンス体制の構築が必須であると考えております。今後も、継続的なコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

① 会社の機関

当社は監査役制度を採用しております。

また、執行役員制度を導入することにより、取締役会の監督機能と業務執行機能を分離しております。

取締役会は、平成18年6月30日現在、取締役9名（うち2名は社外取締役）で構成し、業務執行に対する監督を行っております。なお取締役の任期は事業年度ごとの経営責任を明確にするため1年としております。当事業年度には、取締役会は15回開催しております。

また、取締役会の監督機能を補完するため、社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」を設置して、取締役や執行役員の候補者案、報酬案等についての審議・報告を行っております。

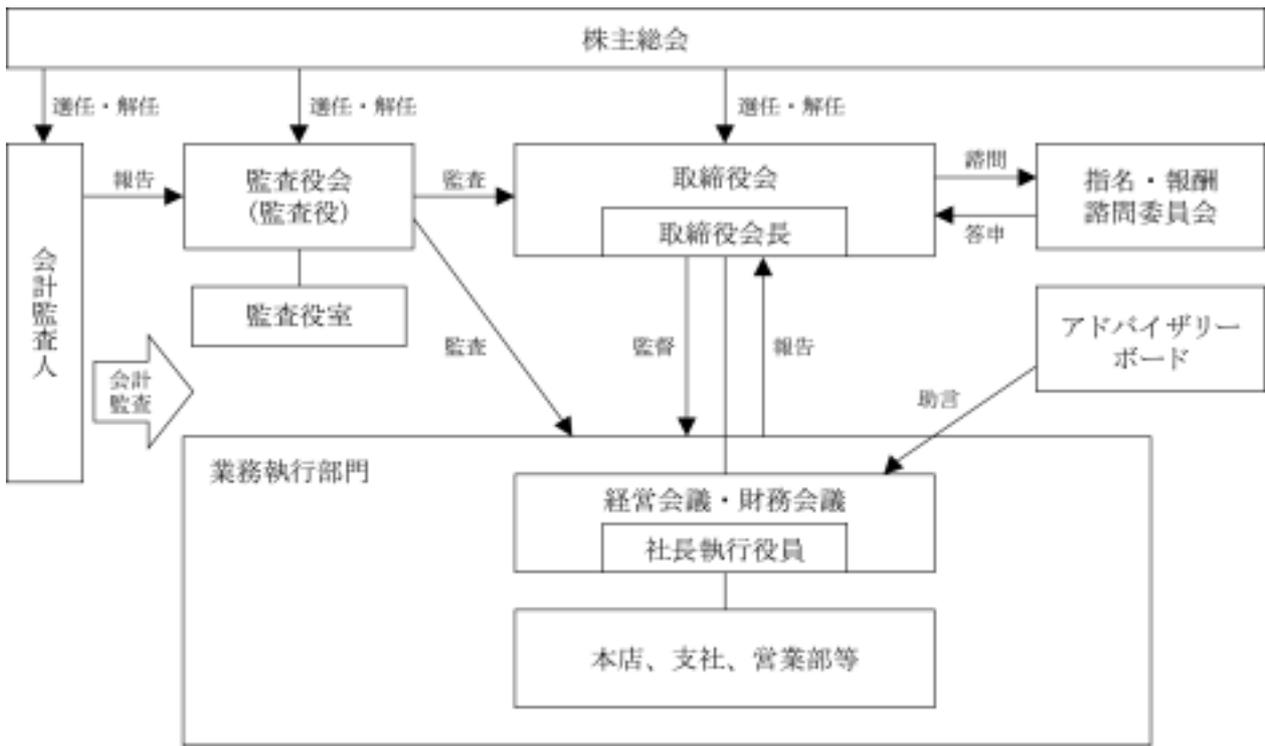
監査役会は、平成18年6月30日現在、監査役5名（うち3名は社外監査役）で構成し、取締役会および業務執行の監査を行っております。

業務執行については、取締役会において選任された執行役員（平成18年6月30日現在、取締役兼務者6名を含み計22名）が担当しております。また、業務執行のための会議体として、経営会議および財務会議を設置しております。

経営会議および財務会議は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、経営および資産運用に関する重要事項を決定し、あわせて、その全般的管理を行っております。経営会議および財務会議は、取締役会長、社長執行役員および各担当役員計16名で構成されております。なお、当事業年度には、経営会議は51回、財務会議は35回開催しております。

また、経営の健全性向上を図ることを目的に、企業経営者・学識経験者等から選任された委員で構成され、社外の視点から、社長をはじめとする経営層に対し提言・助言を行うアドバイザリーボードを設置し、年2回開催しております。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



②内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

公共性の高い事業を営む生命保険会社においては、「業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する」ためには、法令遵守の推進ならびに自律的な内部管理態勢の充実を図ることが必要不可欠であると認識し、平成18年5月2日には、「内部統制システムに関する基本方針」を取締役に決議するとともに、以下の通り内部統制システムおよびリスク管理体制を整備、運用しております。

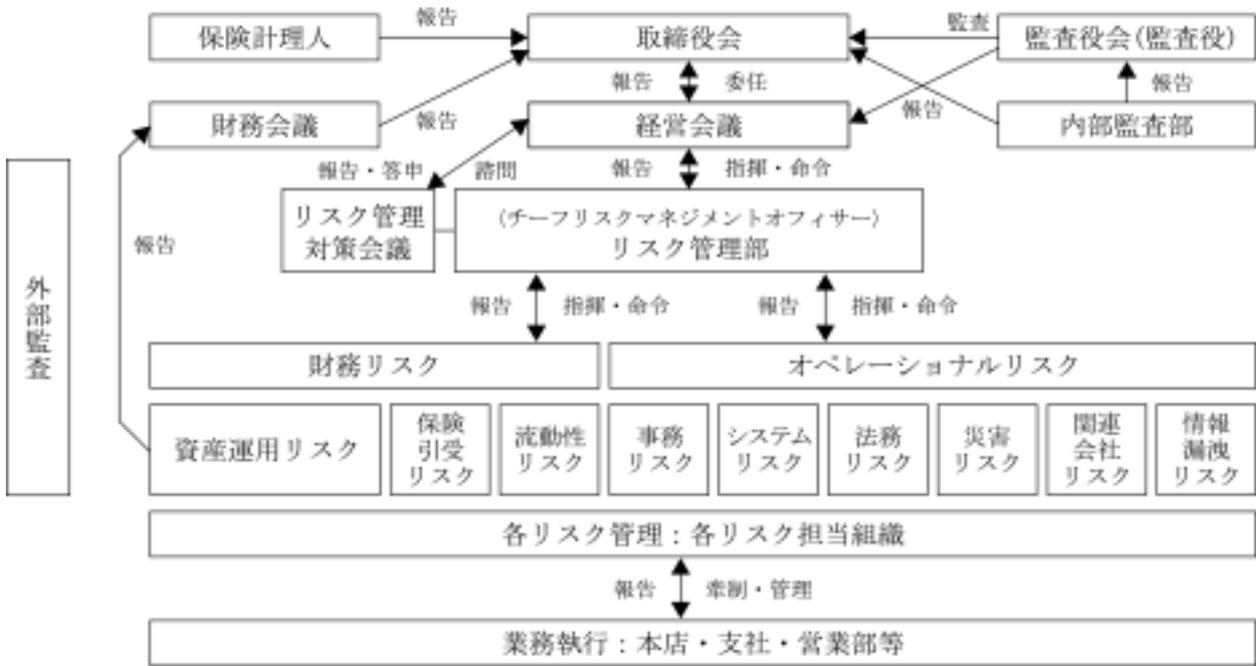
内部統制については、経営の有効性と効率性を図る観点から、取締役会、経営会議および財務会議において重要事項の決定を行い、決定に基づく業務執行が適切に行われるよう組織規程、管理規程等の社内規程において責任、権限を定めております。

コンプライアンスについては、取締役会において毎年「コンプライアンスプログラム」を策定するとともに、コンプライアンス対策会議を設置し、コンプライアンスの推進ならびにコンプライアンス上の重要課題およびその改善状況を取りまとめ、定期的にと取締役会・経営会議への報告を行うことによるモニタリングを実施しております。また、所属内のコンプライアンス違反に対して、所属の上司を通さずに直接通報できる内部通報制度（コンプライアンス・ほっとライン制度）を導入しております。

内部監査については、他の業務執行組織とは独立した内部監査組織である内部監査部（平成18年4月1日現在41名）が、当社およびグループ会社に対し業務監査を行い、業務の改善提案を行うとともに、監査結果を定期的にと取締役会・経営会議に報告しております。

リスク管理については、取締役会において「リスク管理基本方針」を定めるとともに、リスク管理対策会議を設置し、リスクの統合的な管理ならびにリスク管理に関する具体的対策案の遂行状況、遂行結果を取りまとめ、定期的にと取締役会・経営会議への報告を行うことにより、経営に重大な影響を与えるリスクを把握・確認して対応策を協議しております。

<リスク管理体制図>



③監査役監査、会計監査の状況

監査役監査について、各監査役は、取締役会、経営会議および財務会議等の重要な会議に出席するなど、経営執行状況の的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、内部統制の整備・運用の状況等の監査を通じ、取締役の職務の執行を監査しております。これらの監査役の監査業務をサポートする組織として監査役室を設けており、監査役の円滑な職務遂行の支援を行っております。なお、当事業年度には、監査役会は8回開催しております。

また、監査役は内部監査部および会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、検査結果報告、監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人監査にも立ち会う等、緊密な連携を取っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、桃崎有治、中井新太郎、佐藤誠の3名であり、監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名、会計士補5名、その他4名であります。

④役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次の通りです。

(a)取締役に対する報酬

146百万円（うち社外取締役9百万円）

(b)監査役に対する報酬

53百万円（うち社外監査役19百万円）

⑤監査報酬の内容

当事業年度における当社の会計監査人である監査法人トーマツに対する報酬は、次の通りです。

(a)公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

68百万円

(b)上記以外の業務に基づく報酬

11百万円

(注) なお、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬以外の報酬は、個人情報保護管理態勢に係る外部監査等に対するものであります。

(2)会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役および社外監査役は、当社のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、また、社外取締役および社外監査役個人と当社との間には、特に利害関係はありません。

また、社外取締役田中順一郎氏は、三井不動産株式会社代表取締役会長であり、当社は、同社と営業取引関係があります。